

# 八千代市第3次情報化推進計画

(令和2年度版)

令和2年6月



八千代市

# 目 次

第1部 推進計画の基本的事項.....	1
第1章 計画の位置づけ.....	1
第2章 計画の内容 .....	1
I 計画期間 .....	1
II 推進体制 .....	1
III 取組項目の策定方針.....	1
IV 進捗状況の公表.....	1
第2部 推進計画（令和2年度版）の方策.....	2
第1章 取組項目一覧.....	2
1 便利で質の高い行政サービスの実現.....	2
3 市政運営の効率化と高度化の推進.....	2
第2章 取組項目の内容.....	3
取組項目表の見方 .....	3
1 便利で質の高い行政サービスの実現.....	4
③ 行政サービスの電子化.....	4
④ ビッグデータの活用.....	4
3 市政運営の効率化と高度化の推進.....	5
① 情報システムの整備・充実.....	5
資料編 .....	6
変更履歴 .....	7

推進計画 取組項目一覧.....	10
八千代市電子自治体推進本部設置要領.....	12
八千代市情報化推進協議会設置要綱.....	16
用語解説 .....	18

※ 推進内容の中で、※の付いている用語には、18ページ以降に解説があります。

# 第1部 推進計画の基本的事項

## 第1章 計画の位置づけ

本計画は、八千代市第3次情報化基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、情報化施策を確実に推進していくための、具体的な取組項目を示したものです。

## 第2章 計画の内容

### I 計画期間

本計画の計画期間は、八千代市第4次総合計画後期実施計画の計画期間と合わせ、平成28年度から令和2年度までの5年間における向こう3か年とし、情報処理技術等の進展状況や社会情勢の変化に機敏に対応するため、毎年度見直しを行うものとします。

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2
推進計画					

### II 推進体制

情報化の推進にあたっては、担当部局にとどまらない全庁に係る総合的な調整が必要となるため、「八千代市電子自治体推進本部」が中心となって推進していきますが、取組みの内容により、プロジェクトチームを組成する等、より機動性のある推進体制を整備し、効率的・効果的な取組みを行います。

### III 取組項目の策定方針

本計画の取組項目の選定にあたっては、それぞれの施策の優先順位や緊急度、計画期間内での実行可能性を考慮し掲載します。

なお、十分に検討を行った結果、現状では実施にそぐわないと判断された項目や、継続で実施すべきと判断された施策については、見直しの際に追加・削除を行います。

### IV 進捗状況の公表

本計画の取組み状況等は、市ホームページ等で公表します。

## 第2部 推進計画（令和2年度版）の方策

### 第1章 取組項目一覧

#### 1 便利で質の高い行政サービスの実現

取組み内容	No.	取組項目	区分
③行政サービスの電子化	13-1	公共施設予約案内システムの充実	継続
	13-2	電子申請・届出システムの充実	継続
	13-3	電子決済サービスの提供	継続
④ビッグデータの活用	14-2	データ共有化の推進	継続

#### 3 市政運営の効率化と高度化の推進

取組み内容	No.	取組項目	区分
①情報システムの整備・充実	31-2	防災行政用無線のデジタル化	継続
	31-3	災害対応情報システムの整備	継続

## 第2章 取組項目の内容

### 取組項目表の見方

(例)

柱、取組み内容ごとに項目を整理し、番号を付し、  
- (ハイフン) 以下は枝番を示しています。  
(例)  
11-1 ⇒ 1つ目の柱、1つ目の取組み内容  
の1つ目の取組項目

	「調査・検討」「取組準備」など実施前の段階を示すもの
	「結果取りまとめ」など実際に取組みを開始する方向性を決定する段階を示すもの
	「継続」など実施中の段階を示すもの
	「実施」など取組みが終了する段階を示すもの

整理番号 項目名	14-2	データ共有化の推進	区分	継続
推進内容	市が保有する統計データ等の共有化を推進し、施策立案への反映や業務効率化を図ります。 また、公開可能なデータについてはオープンデータ化を推進します。		推進予定 年度	2年度  実施
推進部署	情報管理課、関係各課			

# 1 便利で質の高い行政サービスの実現

## ③ 行政サービスの電子化

整理番号 項目名	13-1	公共施設予約案内システムの充実	区分	継続
推進内容	利用対象施設を拡充する他、システムの課題・問題点を適宜改善します。		推進予定 年度	2年度
推進部署	情報管理課、関係各課			 継続

整理番号 項目名	13-2	電子申請・届出システムの充実	区分	継続
推進内容	電子申請で利用可能な申請・届出を拡充する他、システムの課題・問題点を適宜改善します。		推進予定 年度	2年度
推進部署	情報管理課、関係各課			 継続

整理番号 項目名	13-3	電子決済サービスの提供	区分	継続
推進内容	市税等の歳入における電子決済サービスの提供について調査・検討します。		推進予定 年度	2年度
推進部署	納税課、関係各課			 結果取りまとめ

## ④ ビッグデータの活用

整理番号 項目名	14-2	データ共有化の推進	区分	継続
推進内容	市が保有する統計データ等の共有化を推進し、施策立案への反映や業務効率化を図ります。 また、公開可能なデータについてはオープンデータ化を推進します。		推進予定 年度	2年度
推進部署	情報管理課、関係各課			 実施

### 3 市政運営の効率化と高度化の推進

#### ① 情報システムの整備・充実

整理番号 項目名	31-2	防災行政用無線のデジタル化	区分	継続
推進内容	防災行政用無線（固定系）のデジタル化再整備工事を実施するとともに、移動系無線（デジタルMCA無線）の整備・運用を図ります。		2年度	 継続
推進部署	危機管理課			
		推進予定 年度		

整理番号 項目名	31-3	災害対応情報システムの整備	区分	継続
推進内容	被災情報等を一元化・共有化できる災害対応情報システムを整備します。		2年度	 取組準備
推進部署	危機管理課			
		推進予定 年度		

## 資 料 編

- ・ 変 更 履 歴
- ・ 推 進 計 画 取 組 項 目 一 覧
- ・ 八 千 代 市 電 子 自 治 体 推 進 本 部 設 置 要 領
- ・ 八 千 代 市 情 報 化 推 進 協 議 会 設 置 要 綱
- ・ 用 語 解 説

## 変 更 履 歴

取組項目及び推進内容	区分	変更年度
<p><b>11-1 住民票の写し等のコンビニ交付事業の導入</b></p> <p>個人番号カードを利用し、コンビニ等での住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書等の発行を可能にします。</p> <p>※ 「11-2 税務諸証明書のコンビニ交付事業の導入」と統合し、「11-4 各種証明書のコンビニ交付の導入」として継続。</p>	他項目 と統合	29年度版
<p><b>11-2 税務諸証明書のコンビニ交付事業の導入</b></p> <p>個人番号カードを利用し、コンビニ等での税務諸証明書の発行を可能にします。</p> <p>※ 「11-1 住民票の写し等のコンビニ交付事業の導入」と統合し、「11-4 各種証明書のコンビニ交付の導入」として継続。</p>	他項目 と統合	29年度版
<p><b>41-1 情報セキュリティ研修の充実</b></p> <p>八千代市情報セキュリティポリシーの周知徹底のため、職員を対象にした情報セキュリティ研修の充実を図ります。</p>	取組完了 により削除	29年度版
<p><b>41-3 情報システムの強靱化</b></p> <p>情報資産に関する情報セキュリティ対策を講じ、情報システムの更なる強靱化を図ります。</p>	取組完了 により削除	29年度版
<p><b>12-2 オープンデータ化の推進</b></p> <p>市が保有している情報について、二次利用可能な形式で公開します。</p>	推進内容・ 推進予定年 度の変更	30年度版
<p><b>21-1 地域ポータルサイトの活用</b></p> <p>地域ポータルサイトを活用した、市民相互のコミュニケーションをより深めるための環境づくりについて調査・検討します。</p>	取組完了 により削除	30年度版
<p><b>31-1 総合文書管理システムの整備</b></p> <p>文書管理事務の効率化に繋がるシステムの整備について調査・検討します。</p>	取組完了 により削除	30年度版
<p><b>31-5 定型業務自動化システムの導入</b></p> <p>RPAを活用し、定型業務を自動化するシステムの導入について調査・検討します。</p>	新規項目	30年度版
<p><b>42-1 情報化研修の充実</b></p> <p>職員一人ひとりの情報リテラシーの向上を目指し、情報化研修の充実を図ります。</p>	取組完了 により削除	30年度版

取組項目及び推進内容	区分	変更年度
<b>11-3 個人番号カードの活用</b> 個人番号カード※を活用した新たな行政サービスの提供等について調査・検討します。	取組完了により削除	31年度版
<b>11-4 各種証明書のコンビニ交付の導入</b> 個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書の発行を可能にします。	取組完了により削除	31年度版
<b>12-1 市ホームページの充実</b> 更なる情報の探しやすさの向上等を図るため、市ホームページをリニューアルします。	取組完了により削除	31年度版
<b>12-2 オープンデータ化の推進</b> 市が保有している情報について、二次利用可能な形式で公開します。	取組完了により削除	31年度版
<b>13-3 電子決済サービスの提供</b> 市税等の歳入における電子決済サービスの提供について調査・検討します。	推進予定年度の変更	31年度版
<b>14-1 ビッグデータの活用</b> ビッグデータを活用した新たな行政施策について調査・検討します。	取組完了により削除	31年度版
<b>14-2 データ共有化の推進</b> 市が保有する統計データ等の共有化を推進し、施策立案への反映や業務効率化を図ります。 また、公開可能なデータについてはオープンデータ化を推進します。	新規項目	31年度版
<b>22-1 インターネットによるモニター制度の整備</b> インターネットを活用したモニター制度を整備します。	推進内容・推進予定年度の変更	31年度版
<b>31-3 災害対応情報システムの整備</b> 被災情報等を一元化・共有化できる災害対応情報システムを整備します。	推進内容・推進予定年度の変更	31年度版
<b>31-4 統合型地理情報システム(G I S)の整備</b> 統合型地理情報システム(G I S)※を整備します。	推進内容・推進予定年度の変更	31年度版

取組項目及び推進内容	区分	変更年度
<b>32-1 外部人的資源の活用</b> システムの調達・運用における，更なるコストの縮減や運用の効率化に向け，C I OやPMO等の設置について調査・検討します。	取組完了により削除	31年度版
<b>41-2 情報セキュリティ監査体制の強化</b> 情報セキュリティ監査の更なる強化を図るため，外部監査の実施を含め，監査実施体制を見直します。	取組完了により削除	31年度版
<b>13-3 電子決済サービスの提供</b> 市税等の歳入における電子決済サービスの提供について調査・検討します。	推進内容・推進予定年度の変更	令和2年度版
<b>22-1 インターネットによるモニター制度の整備</b> インターネットを活用したモニター制度を整備します。	取組完了により削除	令和2年度版
<b>31-3 災害対応情報システムの整備</b> 被災情報等を一元化・共有化できる災害対応情報システムを整備します。	推進内容・推進予定年度の変更	令和2年度版
<b>31-4 統合型地理情報システム(G I S)の整備</b> 統合型地理情報システム(G I S)※を整備します。	取組完了により削除	令和2年度版
<b>31-5 定型業務自動化システムの導入</b> R P A※を活用し，定型業務を自動化するシステムの導入について調査・検討します。	取組完了により削除	令和2年度版
<b>33-1 行政情報ネットワークシステムの整備充実</b> グループウェア※を再構築し，行政事務の簡素化・効率化を図ります。	取組完了により削除	令和2年度版

## 推進計画 取組項目一覧

整理番号	項目名	推進部署	区分
<b>1 便利で質の高い行政サービスの実現</b>			
<b>①個人番号カードの利活用</b>			
11-1	住民票の写し等のコンビニ交付事業の導入	戸籍住民課	30年度実施（11-4に統合）
11-2	税務諸証明書のコンビニ交付事業の導入	納税課	30年度実施（11-4に統合）
		市民税課	
		資産税課	
11-3	個人番号カードの活用	総務課	30年度取組完了
		情報管理課	
11-4	各種証明書のコンビニ交付の導入	情報管理課	30年度取組完了
<b>②提供する行政情報等の充実</b>			
12-1	市ホームページの充実	広報広聴課	30年度取組完了
12-2	オープンデータ化の推進	広報広聴課	30年度取組完了
		情報管理課	
<b>③行政サービスの電子化</b>			
13-1	公共施設予約案内システムの充実	情報管理課	継続
13-2	電子申請・届出システムの充実	情報管理課	継続
13-3	電子決済サービスの提供	納税課	令和2年度結果とりまとめ
<b>④ビッグデータの活用</b>			
14-1	ビッグデータの活用	情報管理課	30年度取組完了
14-2	データ共有化の推進	情報管理課	令和2年度実施
<b>2 市民と行政のコミュニケーションの推進</b>			
<b>①情報交換・交流の推進</b>			
22-1	地域ポータルサイトの活用	広報広聴課	29年度取組完了
<b>②市民参加の推進</b>			
21-1	インターネットによるモニター制度の整備	広報広聴課	令和元年度取組完了
		情報管理課	

整理番号	項目名	推進部署	区分
<b>3 市政運営の効率化と高度化の推進</b>			
<b>①情報システムの整備・充実</b>			
31-1	総合文書管理システムの整備	総務課	29年度取組完了
31-2	防災行政用無線のデジタル化	危機管理課	継続
31-3	災害対応情報システムの整備	危機管理課	令和2年度取組準備
31-4	統合型地理情報システム（GIS）の整備	情報管理課	令和元年度取組完了
31-5	定型業務自動化システムの導入	情報管理課	令和元年度取組完了
<b>②システム調達と運用の効率化</b>			
32-1	外部人的資源の活用	情報管理課	30年度取組完了
<b>③情報通信基盤の整備・充実</b>			
33-1	行政情報ネットワークシステムの整備充実	情報管理課	令和元年度取組完了
<b>4 計画を推進するために</b>			
<b>①個人情報保護・セキュリティ対策の充実</b>			
41-1	情報セキュリティ研修の充実	情報管理課	28年度取組完了
41-2	情報セキュリティ監査体制の強化	情報管理課	30年度取組完了
41-3	情報システムの強靱化	情報管理課	28年度取組完了
<b>②推進体制の充実</b>			
42-1	情報化研修の充実	情報管理課	29年度取組完了
		職員課	

※区分には各取組項目が完了した年度又は推進予定年度を記載しております。

# 八千代市電子自治体推進本部設置要領

改正平成31年4月10日

## (設置)

第1条 情報通信技術の進展の便益を最大限活用し、市政運営の簡素・効率化と行政サービスの向上を図る電子自治体を構築するため、八千代市電子自治体推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 電子自治体の構築に係わる計画の策定、見直しに関すること。
- (2) 電子自治体の基盤整備及び行政手続のオンライン化等の各種情報化施策の推進に関すること。
- (3) その他情報化施策の推進に係わる重要事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる各部局等の部長相当職にある者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の業務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 総括幹事は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充て、幹事は別表第1に掲げる各部局等の本部員が指名した次長相当職にある者及び総括幹事が指名する者をもって充てる。
- 3 総括幹事は、本部長の指示又は必要に応じて幹事会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 推進本部から指示された事項を調査検討し、その結果を推進本部に報告すること。
  - (2) 第2条に規定する推進本部の所掌事務に関して、推進本部に助言、提言すること。
  - (3) 次条に規定する部会から提出された事項を審議、調整し、推進本部に報告すること。

(部会)

第7条 幹事会に、推進体制部会、地域情報部会、行政情報部会の3部会を設置し、各部会の部会長及び部会員は、総括幹事が指名する。

- 2 部会長は、総括幹事の指示又は必要に応じて部会の会議を招集し、これを主宰する。
- 3 部会は、幹事会から指示された事項及び別表第2に掲げる事項を調査検討し、その結果を随時幹事会に報告する。

(特定組織)

第8条 推進本部は、特定の事務又は施策分野における情報通信システムの構築又は構築を目指し調査検討等を実施する組織（以下「特定組織」という。）を設置することができる。

- 2 推進本部は、既に存在する又は任意に設置された特定組織のうち指定する特定組織に対して、その活動の状況を報告させるとともに、その活動の内容について指示することができる。

(各部局の協力等)

第9条 市長部局に属する各部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、上下水道局及び会計課においては、推進本部の事務の執行にあたり、必要とする資料の提出及び調査に協力するとともに、推進本部で決定した事項を積極的に推進するものとする。

(庶務)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月8日から施行する。

(八千代市情報化推進委員会設置要領の廃止)

2 八千代市情報化推進委員会設置要領（平成11年11月15日施行）は、廃止する。

附 則(平成17年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月10日)

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

別表第1（第3条第3項，第6条第2項）

企画部
総務部
財務部
健康福祉部
子ども部
経済環境部
都市整備部
会計課
消防本部
議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
教育委員会
上下水道局

別表第2（第7条第3項）

部会名	所掌事務
推進体制部会	電子自治体の構築に向けた推進体制，環境等の整備に関すること
地域情報部会	市民の利便性の向上と情報交流の促進を図る地域情報化の推進に関すること
行政情報部会	情報の共有と事務の効率化を図る行政情報化の推進に関すること

## 八千代市情報化推進協議会設置要綱

改正 平成27年5月14日

(設置)

第1条 市は、地域及び行政の情報化を総合的に推進するため、八千代市情報化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見又は提言するものとする。

- (1) 情報化の推進に係わる総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 地域の情報化の推進に関すること。
- (3) 行政の情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の公共的団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職にある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月10日から施行する。

附 則（平成17年3月30日）

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月15日）

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則（平成21年7月9日）

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則（平成27年5月14日）

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

## 用 語 解 説

索引	用 語	説 明
あ行	R P A (Robotics Process Automation)	入力，登録，検索，抽出等のパソコン上で行う定型作業について，人の代わりにロボットが与えられたルールに基づき代行する I T ツール。
か行	グループウェア	庁内 L A N を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り，グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては，グループ内のメンバー間および外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能，グループ全体に広報を行う電子掲示板機能，メンバー間でスケジュールを共有するスケジュール機能などがある。
	個人番号カード	本人の申請により交付され，本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる他，様々な行政サービスを受けることができるようになる I C カード。氏名，住所，生年月日，性別，個人番号（マイナンバー）などが記載されている他，顔写真が貼付されている。
さ行	C I O (Chief Information Officer)	企業内の情報システムや情報の流通を統括する担当役員。「最高情報責任者」「情報統括役員」などと訳される，企業の情報戦略のトップである。
た行	統合型地理情報 システム（G I S）	デジタル化された地図データと位置が持つ属性情報等を組み合わせて解析・表示するシステムを地理情報システム（Geographic Information System）という。 統合型地理情報システムとは，地理情報システムを組織で統一的に利用する仕組みのこと。
は行	P M O (Project Management Office)	団体内で，個々のプロジェクトのマネジメント支援を専門に行う部門。
	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管，解析が難しいような巨大なデータ群。

八千代市第3次情報化推進計画  
(令和2年度版)

---

発行日／令和2年6月

発行／八千代市

編集／企画部 情報管理課

住所／〒276-8501

八千代市大和田新田312-5

TEL／047-483-1151 (代表)

---

